

「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」申請資料の概略

資料1

1. 「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)とは

国際パラリンピック委員会(以下、IPC)が定める『IPC アクセシビリティガイド』(以下、IPC ガイド)の技術仕様や大会関係者向けトレーニングに関する項目と、国内関係法令等に基づき、アクセシビリティ協議会で大会の指針としてとりまとめ、組織委員会が IPC に承認を求めるもの。
東京 2020 大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアおよび動線と、そこへのアクセス経路のうちアクセシビリティに配慮が必要な観客の動線として組織委員会が選定するエリアと輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等のバリアフリー基準、ならびに大会スタッフ・ボランティア等をはじめとした関係者のトレーニング等に指針として活用する。

※ガイドラインには、その適用範囲となる個別の会場やアクセシブルルート、およびその中のエリアは規定しない。具体的な適用範囲は、対象施設関係者と組織委員会が個別協議して決定する。

2. 検討経緯と今後のスケジュール

- 平成 26 年 11 月、第 1 回アクセシビリティ協議会を開催(内閣官房、東京都、組織委員会の共催)。
- 以後、協議会を 4 回、3 つの部会を計 17 回開催した。協議会設置要綱に規定のない 8 つの作業部会においては障がい者団体を含む当事者団体の要望も踏まえ、関係行政機関、関係自治体、障がい者スポーツ団体、バリアフリーに関する学識経験者と専門機関、関係業界団体等の参画を得て指針をとりまとめた。
- 会場等の設計に必要なハード面の一部基準については、平成 28 年 1 月、先行して IPC の承認を受け、ガイドライン「ハード編」暫定基準として関係者で情報共有済み。
- 本日の第 4 回協議会においては、前述の「ハード編」に、サービスカウンター・エレベーター内部の操作盤・トイレ内部の諸設備等の配置基準、輸送機関に関わる指針、組織委員会による情報発信・表示サインの指針、大会スタッフ等のトレーニングの指針を追加し、ガイドライン全体指針としてとりまとめた。
- 7 月に組織委員会から IPC に申請。本年度内には IPC の最終承認を得て、その後一般公開を予定している。

3. 基準設定およびガイドラインを踏まえた整備の考え方

- 数値基準は、IPC ガイドと関係国内法令等に基づき、以下のとおり整理した。

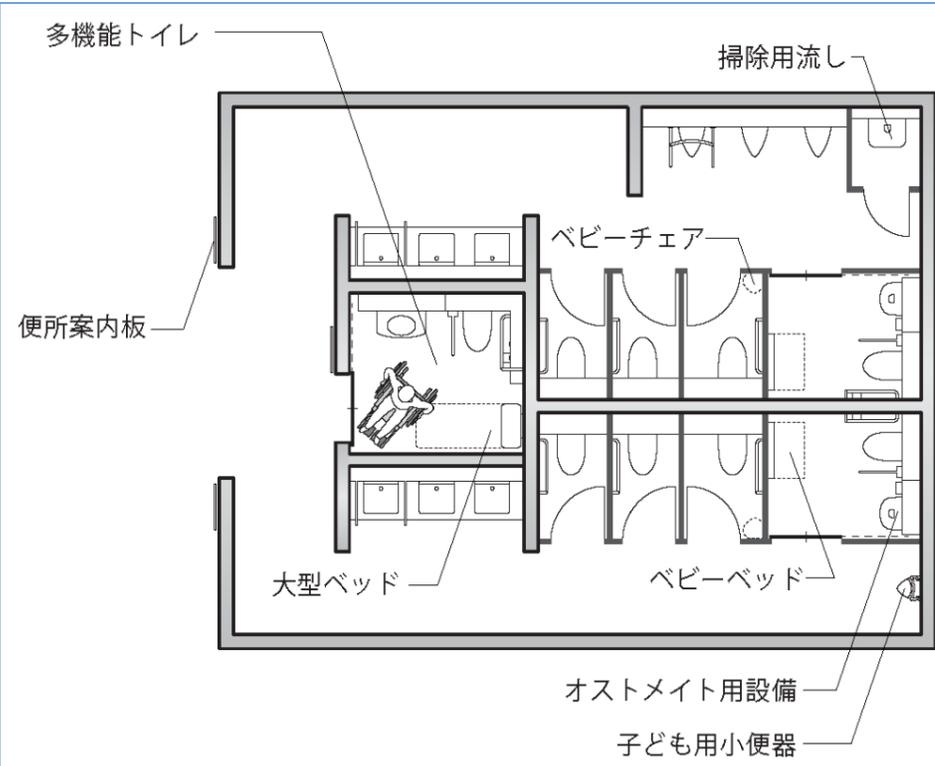
推奨基準	『東京都条例等による望ましい整備』および『IPC ガイド記載のベストプラクティス』の水準を総合的に勘案し策定。 →新設の会場、主要駅等のアクセシブルルートとして大会時に適用する範囲において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。
標準基準	『IPC ガイドの遵守基準』、『国の推奨基準』、『国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備標準(遵守基準/努力基準)』のうち、相対的に高いものを総合的に勘案し策定。 →既存の会場、多くのアクセシブルルートとして大会時に適用する範囲において、大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。

ただし例外的に、構造上の理由等によって、やむを得ず標準基準を満たせない施設を利用せざるを得ない場合には、少なくとも現行法令に基づく『国の遵守基準』は満たすこととする。

- 数値以外の基準は IPC ガイドの規定をベースに国内法令等との整合性を考慮して設定した。
- ガイドラインを踏まえた整備を実施する際には、適用対象施設の所有者・管理者等に対し、それぞれの計画に基づき、ガイドラインに即した施設建設・改修工事を実施するよう依頼し、まずはレガシーとなる恒常的な施設としての環境整備を働きかける。ただし、恒常的な整備が困難な場合、仮設による整備、ソフト的対応(専用車等による移動支援、ボランティアによるサポート等)によりサービス水準を確保する。

4. ガイドライン内容の抜粋 <ハード編以外の部分>

項目	数値基準/数値以外の基準
視覚障がい者誘導用ブロック (点状ブロック、線状ブロック)	<ul style="list-style-type: none"> 色は黄色を原則とし、周辺は凹凸を抑えた平坦な仕上げとする。ブロックと周辺部とのコントラストと感触の違いを確保することが望ましい。 形状、寸法及びその配列は、JIS 規格によることが原則。 視覚に障がいのある観客に案内する動線には、セキュリティゲートまで連続的にブロックを設置するが、その設置可否及び方法について、大会期間固有の状況を考慮し、視覚や歩行に制約のある方の意見を踏まえて計画する。
サービスカウンター (図は参考例)	<ul style="list-style-type: none"> 床面からの高さ 700~800mm 程度のカウンターを組み込む。 車いす使用者、腕が届きにくい人、腕力のない人をサポートできるように、カウンター内側から外に出られる最低幅 600mm の出入口を設ける。
エレベーター内の操作盤位置等 (図は参考例)	<ul style="list-style-type: none"> 操作盤は、両側面の操作しやすい高さに取り付けることが望ましく、階数ボタン等も、操作しやすい大きさで、浮き出しもしくは触知できるものとする。

項目	数値基準／数値以外の基準
<p>トイレ機能の分散配置を推奨 (図は参考例)</p>	<p>・原則として異性の同伴者が支援可能な「男女共用の多機能トイレ」が必要だが、多機能トイレを補完し機能を分散できるよう、男女別トイレ内に車いすで出入りし便器への移乗スペースを確保した上でオストメイト用設備などの機能を備えた「簡易型多機能便房」や、一つの機能だけを補完した「個別機能を備えた便房」を組み合わせ設置することが望ましい。</p>  <p>多機能トイレ 掃除用流し 便所案内板 ベビーチェア 大型ベッド ベビーベッド オストメイト用設備 子ども用小便器</p>
<p>ホテル及びその他の宿泊施設 (一部抜粋)</p>	<p>◇ アクセシブルルーム (標準的な例) 様々な障がいのある人や高齢者がバリアを感じることなく利用可能な客室の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の幅は 900mm を標準とし、操作しやすいハンドルが望ましい。 ・ 室内に 1,200×1,200mm または直径 1,200mm の円状の転回スペースを少なくとも 1 か所確保することを標準とし、便所・洗面所においても転回できることが望ましい。トイレ・ベッド等の横のスペースは 800mm 以上を標準とする。 ・ ドアロック、ドアスコープ、スイッチ類、ベッド、シャワー、便器等は、車いす使用者が使いやすい高さとし、室内の段差は完全になくすか、あったとしても 25mm 以下で乗り越えやすい形状とする。 ・ 避難情報及び避難経路の表示サインも低い位置に掲示し、点字と浮き彫り文字による表示を採用することが望ましい。 ・ 電話 1 台はベッドから手が届く位置に必要で、補聴器と互換性があり点滅式のメッセージランプ付きが望ましい。テレビは字幕放送が受信できるものが必要。 <p>◇ 車いす使用者に配慮した客室 上記「アクセシブルルーム」の要件をすべてクリアできなくても、いくつかの整備しやすい対応策を講じることで、手動式車いす使用者には利用可能な「車いす使用者に配慮した客室」となりうる。大会に向け個別に確認・協議する予定。</p>

項目	数値基準／数値以外の基準
<p>組織委員会による情報発信 (一部抜粋)</p>	<p>◇ 刊行物 ・ 組織委員会が作成する刊行物は、紙面のコントラスト・光沢、文字の色・大きさ、フォントの種類・太さ、行間、文字間隔等において読みやすい配慮が必要。 ・ 視覚に障がいのある人が情報にアクセスできるよう、点字、テキストデータ、拡大文字または音声形式、触知可能な地図等で提供できることが望ましい。</p> <p>◇ ウェブサイト ・ 組織委員会のウェブサイトが発信する情報は読み上げソフトに対応する。</p> <p>◇ 表示サイン ・ 国際的に認められたシンボルを利用することが望ましく、文字やシンボルには背景色とコントラストのはっきりした色彩を用いる。 ・ 表示サインは、アクセシブルルートにある鉄道駅等の交通機関、交差点エリア、アクセシブルな会場入口への通路、会場内のアクセシブルな座席への通路、会場内のアクセシブルなトイレへの通路などに配置する。 注) 具体的なデザイン・シンボルの採否は、ガイドラインの対象外。</p> <p>◇ 文字情報の提供 ・ 競技会場等では、聴覚に障がいのある人が情報にアクセスできるよう、補聴援助機器、字幕装置等の文字情報の提供、手話通訳の手配ができることが望ましい。</p>
<p>アクセシブルな公共交通施設のサービス (一部抜粋)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆談用のメモ用紙、ホワイトボード、コミュニケーションボード、磁気誘導ループ、手話等のいずれかで対応でき、印刷情報を点字、テキストデータ、拡大文字または音声等の代替形式で提供できる窓口やチェックインカウンターの整備。 ・ 高齢者や障がいのある人が確認しやすい高さ、場所、表示方法に配慮した案内表示や券売機を 1 か所以上確保。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合を除く。 ・ 案内板の地図、文字は、高齢者や障がいのある人にとってできるだけ分かりやすい表現、色彩を使用。 ・ 移動やコミュニケーションに様々な制約のある人、補助犬を同伴する人等に配慮した適切なサービスを提供するため、スタッフ等に対し必要な研修を行うことが望ましい。
<p>大会スタッフ等に対するアクセシビリティトレーニング</p>	<p>個人の態度やコミュニケーション上のバリア、誤解は、建築物における構造的な障害よりも強固なバリアになりうることから、大会サービスを提供する上で、大会スタッフ・ボランティアには、次の 3 段階でトレーニングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者等に対する一般的なエチケット／アウェアネストレーニング ・ 大会／任務別のアクセシビリティトレーニング ・ 会場固有のアクセシビリティトレーニング <p>注) 具体的なトレーニング方法・実施時期の決定は、ガイドラインの対象外。</p>